

秋穂中学校いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等 当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

【具体的ないじめの態様】（例）

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの問題については、「いじめは人間として、絶対に許されない」との意識を生徒、教職員、保護者、地域で共有し、子どもたちを「加害者にも、被害者にも、観衆にも、傍観者にもしない」ために、社会全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要である。中でも学校は、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長し合える教育環境でなければならない。

また、「いじめ」の中には、生徒の生命や心身に重大な影響を及ぼすものもあるため、学校は、「いじめ」を確認した場合は、全校体制で迅速・的確・丁寧な対応を行うとともに、事案によっては警察を含めた関係機関ともしっかりと連携を取り合い、いじめが確実に解決するまで、粘り強く取り組むことが重要である。

こうした中で、いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ものであるとの危機意識を常にもち、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、『未然防止』『早期発見』『早期対応』に取り組まなければならない。

3. 山口市立秋穂中学校学校教育目標

「素直な心を持ち、確かな学力、たくましい実践力のある生徒の育成」

4. めざす子ども像

- 【至誠】素直で明るく、純真さを求める生徒
- 【克己】最後まで粘り強くやり抜こうとする生徒
- 【奉仕】他人のために為すことに喜びを感じる生徒

5. いじめの防止

学校はいじめ防止に向けて、生徒が心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

①生徒指導・教育相談の充実・強化

- ・校内研修会の充実

②生徒間の人間関係づくり

- ・生徒会等による主体的活動の充実
- ・ソーシャルスキルトレーニングの実施

③認め合い、支え合い、学び合う取組の実施

- ・すべての教育活動で展開
- ・確かな学力の定着、生徒の居場所づくり

- ・道徳教育、人権教育、情報モラル教育の充実

④A F P Yによる授業改善の推進

- ・授業をとおした社会性や一人ひとりを大切にすゝる気持ちの育成
- ・温かい雰囲気ゝのクラスづくり

⑤家庭・地域社会との連携

- ・地域協育ネット、コミュニティ・スクールの推進
- ・P T A活動や学校支援ボランティア等の活用
- ・地域交流センターとの連携

⑥校種間連携の充実

- ・幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校との連携

6. いじめの早期発見

子どもに関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①教育相談担当教員、養護教諭等を中心に教育相談体制の充実を図る。

- ・S C（スクールカウンセラー）、S S W（スクールソーシャルワーカー）等、専門家との緊密な連携を図る。

②生活アンケート（週1回）等のアンケートや授業評価等で生徒理解を図る。

③日記・生活ノート等での人間関係づくりに努める。

④生徒とふれあう機会を増やし、信頼関係を築くと同時に行動を観察する。

⑤病気以外の理由で欠席の続く生徒への対応。

- ・欠席1日目：家庭連絡、状況によっては受診を勧めることも必要。
- ・欠席2日目：家庭訪問、様子を聞き、心配している気持ちを伝える。
- ・欠席3日目（断続欠席5日目）：家庭訪問、本人確認するとともに、保護者とも最近の様子について話をする。

⑥不登校傾向生徒早期対応カードを利用し、情報の共有を図る。

- ・いじめの有無に関わらず、病気以外の理由で連続3日または、1か月で断続5日の欠席があった生徒の実態把握と報告。

【不登校】

担任→学年教育相談→学年主任→教育相談担当→管理職→市教育委員会

7. いじめに対する措置

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ①第一通報者から事実確認
 - ・通報者の思いの共感的理解と事実確認【第一通報者】
- ②「いじめ速報カード」による報告（報告・連絡・相談＋記録）
 - ・学年主任→生徒指導主任→管理職（校長、教頭）
 - ・学校長は、いじめを把握し内容を市教育委員会に速やかに報告する（電話）
 - ・5W1Hの確認（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）
- ③「いじめ防止対策委員会」の開催 → **教育委員会に報告**【校長】
 - ・情報集約、情報の共有
 - ・生徒・保護者への対応（被害生徒・加害生徒・傍観者等）
 - ・状況に応じて、関係機関等と連携を図る
- ④当事者・周囲からの聴取（調査）
 - ・被害生徒、加害生徒、及び周囲の生徒から聴取【担任、他】
- ⑤職員会議の開催（必要に応じて）
 - ・全教職員への周知と共通理解
 - ・今後の対応策の検討と役割分担
- ⑥生徒、保護者への対応
 - ・被害生徒への指導・支援【担任、学年職員、教育相談担当、管理職】
 - 共感的理解、SC等による心のケア
 - 家庭訪問
 - 緊急避難（相談室、欠席）
 - ・加害生徒への指導・支援【担任、学年職員、管理職】
 - 謝罪について
 - SC等による心のケア
 - ・学級（周りの生徒）への指導【担任、生徒指導主任】
 - ・関係機関等との連携

8. いじめの未然防止・早期発見に関する年間計画

4月	学校基本方針の確認 PTA総会での説明 年度初め生活アンケート	○週1回木曜日に学校生活アンケートの実施。 (アンケート用紙：担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 管理職)
5月		
6月	生徒総会(いじめ撲滅についての議案) 定期教育相談①	○全校集会にてAFPYの実施。 (人間関係づくり)
7月	授業評価 学期末生活アンケート	
8月	校内研修会	○地域や保護者への本校のいじめ防止対策の周知。(学校だより、ホームページなど)
9月	夏休み明け生活アンケート	
10月	いじめ防止・根絶強調月間	○学校行事後の全校指導、学年指導等で友だちとの関わり方についての指導。(協力する態度やより良い人間関係について)
11月	定期教育相談② 学校評価(生徒・保護者) 人権強調月間(人権参観日)	
12月	授業評価 学期末生活アンケート 第1回いじめ防止対策委員会	
1月		
2月	第2回いじめ防止対策委員会	
3月	年度末生活アンケート	

9. いじめが発生した場合への対応

